

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成 1 5 年 7 月 1 日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

自転車の酒気帯び運転

被 処 分 者	主事 3 5 歳
事案の内容	被処分者は、宴会にて飲酒した後、自宅最寄り駅までの電車がなく、シェアサイクルを利用して帰宅しようとした。自転車走行中、警察官に呼び止められ、呼気及び歩行検査を受けることとなり、アルコールの数値が 0.35m g だったため、令和 7 年 1 月 18 日（土）1 時 30 分頃、自転車の酒気帯び運転が発覚した。この際、被処分者は警察官に対し、自身の勤務先を偽って報告した（後日、自ら訂正を申し出ている）。 なお、本件は略式起訴され、令和 7 年 2 月 28 日付けで 10 万円の罰金刑が確定した。既に納付は済ませている。 また、被処分者は、これまでも複数回、飲酒後の自転車運転を行ったことがあると認めている。
処分の内容	停職 1 月
発令年月日	令和 7 年 3 月 2 8 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

2 戒 告

業務に関係ない個人情報の不正閲覧

被 処 分 者	主事 3 2 歳
事案の内容	被処分者が所属する部署にて、定期的に行っているシステム使用状況に係る課内検査により、事故者が令和 6 年 12 月 10 日に業務に関係のない個人情報を不正に閲覧していたことが発覚した。不正閲覧した理由は、単なる興味本位であり、住基情報及び所得情報を閲覧していた。 なお、不正閲覧した個人情報についての漏洩は行っておらず、被処分者自身で閲覧したのみに留まっている。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和 7 年 3 月 2 8 日
根 拠 規 定	地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号